

(別紙)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号）（以下「省令」という。）第 8 条及び第 9 条に定める基準について

標記基準について、以下の事項に係る具体的な運用上の判断基準を示す。

- 1 省令第 8 条の床面積の算定にあたっては、壁芯で計算したものを基準とする。

- 2 省令第 8 条のサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（賃貸住宅にあつては住戸をいい、有料老人ホームにあつては入居者ごとの専用部分をいう。以下同じ。）の床面積が、18 m²以上かつ 25 m²未満の場合において、「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる床面積要件について
 - (1) 高齢者が共同して利用する食堂、台所その他居住の用に供する部分の床面積の合計が、各居住部分の床面積と 25 m²の差の合計を上回ること。
 - (2) 「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分」は、事業者が使用する部分は除く。

- 3 省令第 9 条ただし書の各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において、「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とみなされる構造及び設備の基準について
 - (1) 共用部分に備える台所
各居住部分が存する各階（以下「各階」という。）ごとに、コンロ（2 口以上）、シンク及び調理台を、台所を備えていない居室 5 か所以内ごとに 1 組以上（登録事業者が「食事の提供」を行う場合には、各階ごとに、これらを 1 組以上）備えるとともに、これらの設備利用に十分な広さを確保すること。
ただし、事業者が食事の提供サービスを行うための台所は含まない。
 - (2) 共用部分に備える収納設備
各階ごとに、各居住部分と同数以上の施錠可能な収納設備を備えること。
 - (3) 共用部分に備える浴室
各階ごとに、浴室を備えていない居室 10 か所以内ごとに 1 以上の浴槽を備えた介助を考慮した広さの浴室を備えること。
ただし、エレベーターにより住戸のある各階から浴室のある階まで、階段を使用せず移動できる場合は同一の階と見なすことができる。

4 その他運用上必要な基準について

- (1) 各居住部分に備える洗面設備は、台所その他の設備と兼用となっていないものとする。
- (2) 共同の脱衣室において、浴室と同数の脱衣室を設けること。ただし、カーテン等で適切に区画できる場合はこの限りではない。